

みんな

2007. 12. 20
VOL. 10



みんなで いっしょに なかよく

那須塩原市男女共同参画推進条例

6つの基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 方針の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 男女の生涯にわたる健康の確保
- ⑥ 国際社会の動向を踏まえた取り組み

みんな、輝いています!!

楽しく学ぶ共同参画

～パーティ出前講座～

10月に三島公民館で、「地域で男女共同参画をすすめるために」というテーマで全3回の講座が開かれました。



男女共同参画社会が実現したら...

「男女が職業を自由に選び、賃金も同じになっている」「学校の行事やPTA活動に男の人が増えている」「女性の総理が誕生し、男女同数の議員がいる」など。



家庭や地域、職場で男女差別を受けた体験やそれらを解決するために、自分は具体的に何ができるかななどをグループで話し合いました。



自分ができることから始めよう!

「自分を理解してもらうには、まず、相手の話を聞いてから。『あなたを理解して私のことを理解してもらう』ことが大切。」

差別のない社会の実現に向けて意識を早急に変えるのは難しくても、身近なところからまず行動すること。一歩を踏み出すことの大切さを教えられました。

女性の再就職・起業相談会

【要予約・託児有り】

『働きたいけど何から始めたらいいの?』『子育てと両立するにはどうしたらいいの?』『就職に向けてスキルアップしたい!』『私にも起業できるかな?』など、女性の専門相談員が受け付けます。お気軽にご相談ください。

会場・期日 子育て相談センター 1/16、2/13、3/12
西那須野保健センター 12/25、1/28、2/25、3/24

時 間 午前10時～午後3時

予約・問い合わせ先 ☎028(610)7388 (土日祝日は除く)



～パパの育児(育自)時間～

育児休暇を取得して…… P2～P3

熱い思いのうしろには

カメルーン女性の地位について…… P3



～パパの育児(育自)時間～

夫婦で交互に育児休暇を取得した2組のご夫婦を取材しました！4人とも、独立行政法人 畜産草地研究所の研究員です。

育児休暇を取得して



佐々木寛幸さん パパの育児休業	喜田環樹さん パパの育児休業	梅村恭子さん 夫妻 (子ども:小5、小3) 平成9年に3ヶ月、平成11年に2ヶ月取得	美弥さん 夫妻 (子ども:2歳4ヶ月) 平成18年に約3ヶ月取得
--------------------	-------------------	---	-------------------------------------

ママにも聞きました

夫の育児休暇中は早く帰るよう努力し、その日の子ども様子を教えるように良く分かりました。

職場が近かったため、子どもが病気の時など早めに帰ることができたので何とかやってこられたのかなと思っています。

子どもを出産して、仕事をやめるといふ選択はありませんでした。子どもも、仕事も大切だと思っています。

取材を終えて

佐々木さんが取得した時から、喜田さんが取得した年までの約10年の間に意識や周りの環境が変わってきているようです。何をすることも「最初」というのは大変です。佐々木さんもきつと、自分の仕事に影響することは避けられたことだと思います。しかし取得したことは、大変勇気のいることです。このことがなかったら、次に取得する人に繋がらなかったでしょう。

これからは男性も女性も同じように働きながら子育てをするためには、お互いの働き方を相談しながら変えていく必要が出てくるのではないのでしょうか。「育児」は「育自」。子どもを育てることは、自分も育てることにつながると言われます。

佐々木さんと喜田さんと同じように男性も育児休暇を取得しやすい制度や社会に早くなって欲しいと取材を通して思いました。

育児休暇取得のきっかけは…

お互い働いているので自然の流れで。奥さんが強いからってのもあるかな…(笑)

上司からも「取らないのか？」と薦められました。自分自身、育児休暇をとっても楽しみにしていました。

周囲の反応は…

ちょっと取りづらかったです。10年前は、男性が育児休暇を取るのは、かなり珍しかったのですが、妻も同じように働いているので取得しました。所内で初めて取得するというのもあって、手続きをするのに時間がかかりました。

当時の上司にはあまり理解してもらえず、「時間があるだろうから論文ぐらい書けるだろう」と言われましたが、実際子どもや家事にかなりつきり、自分の時間はほとんど無いに等しかったと思います。

佐々木さんという前例があるので、取りやすかったです。手続きなど佐々木さんのおかげで、大変ではありませんでした。

体験して…

妻の大変さがよく分かりました。子どもが泣き止まない時やひきつけを起こした時など、こんなに大変なのか、仕事の方が楽だ！と思いました。また、子どもとずっと一緒にいるので無性に普通の人としやべりたいと思ひ、育児ノイロ^①になる気持ちがよく分かりました。家事をするのも大変で、特



佐々木さんとお子さん

に布オムツは冬に洗濯して干すと凍ってしまったこともありました。紙おむつだったので特に大変なこともなかったです。

雨の日、子どもを2人連れて買い物に行つたとき、荷物もあるし、子どももいるし車の鍵も開けないといけないし!!本当に大変な思いをしました。女の人は、文句を言わずにそれをやっているの、すごいなと感じました。

熱を出すことも具合が悪くなることもありませんでした。そんなに大変ではありませんでした。育児休暇が終わる時はもつと子どもと一緒にいたい、仕事に戻りたくないなあ…なんて思いました。(笑)

当時、男性の育児休暇を取る人がいなかったの係の人も自分も、職場の規定上、成績や退職時の条件に影響する場合があります。後で知り、とても悔しい思いをしました。きちんと調べた方が良かったです。

家庭では…

妻は結構出張が多いのですが、私と子どもだけでも、子どもは文句を言いません。育児休暇を取って、妻の大変さがよく分かったので、一緒に家事もするようになりました。もちろん、苦手なご飯も作ります。もし、育児休暇を取らなかったら、外食ばかりしていたでしょうね。(笑)

娘の保育園へのお迎えは私が行



喜田さんとお子さん

これからの人へ…

育児休暇はとても貴重な体験でした。ただ、制度や手続きなどもこれから取得する人のためにもっと良くして欲しいですね。

男性も一度は育児休暇を取って、子育てを経験した方が良いと思います。

土日だけの休みではできないこともできるし、1〜3ヶ月取得しないと分からないことがたくさんあります。子どもとの関係も良いものになるような気がします。

熱い思いのうしろには……カメルーンの女性の地位について



Ms. Fomujong Florence Mah Fon
フローレンス・マー・フォンさん

槻沢にある「アジア学院」で農業を勉強しているフローレンスさんにカメルーンの女性の地位と農業についてのお話を聞いてきました。

アジア学院：アジア・アフリカの農村地域から農村指導者を招き、農村リーダーの研修を行っています。



カメルーン：中部アフリカに位置する。人口1632万人、公用語はフランス語と英語、熱帯気候で雨季と乾季がある。

カメルーンでの仕事

農業普及員。農村部で、農業生産を向上させることや識字教育の普及活動、環境保全、健康や栄養の指導をして、これらの事業で女性の社会的地位向上を目指しています。

カメルーンの女性と男性

カメルーンでは、女性の約60%が中学校以上に行かず、全く学校に行っていない人もいます。男性の方が学校に行って教育を受ける割合は高いです。投票権や財産権などは女性も持っていますが、「妻は夫の所有財産の一部」という考えが古くからあるので、女性は財産を持つことがありません。しかし最近では、女性議員が増えたり、「男女平等」という言葉が出てきており女性の意識向上もみられるようになりました。

アジア学院で学んだ事を活かしたい！

アジア学院で学んだ有機農業を活かして、母国で有機肥料の作り方を教えたり、農業や機械などにかかるお金を節約して効率よくしたいと思っています。また、食品加工の技術を活用し、付加価値をつけたり、街に運ぶまでに腐ってしまう食物を日持ちするようにしたいです。そして、女性が教育の機会を与えられ、経済的自立ができるようワークショップを行ったり女性グループを作りたいです。



カメルーンの女性と自分の娘に…

カメルーンの女性に「自分、娘の教育を絶対に諦めてはいけない」と言いたい。自分の娘には、「とにかく勉強して自分の身を守るために資格を取り、自分の稼いで自立してから結婚しなさい」と言っています。周りに自分の下着一枚買うのにも夫の許可が必要で苦勞している人が何人もいるからです。

～取材を終えて～

私たちが異なった環境の中で、彼女の祖国の女性に対する熱い思いが伝わり、私たちも胸が熱くなりました。「大河の流れも一滴の雫から」といわれますが、彼女の言動そのものだと思います。彼女が帰国して行動する目的は私たちと同じです。私たちの仲間が全世界にいることを知りました。

※育児休暇…畜産草地研究所では「育児休業」と定義されています。

「女性のための再就職応援サロン」

県と那須塩原市では、子育てしながらまたは子育て後に再就職を目指す女性を応援するため、サロンを開設します。

女性の再就職相談員やハローワーク職員、再就職した先輩などを交えて、情報交換を行います。

- 日時 1月30日(水) 午前10時～正午
- 会場 西那須野公民館
- 対象 再就職を目指す女性、再就職した女性、その他再就職に関心のある女性
- 内容 交流会（意見交換会）

ゲスト参加 ①女性の再就職相談員 ②ハローワーク職員
③保育園職員 ④先輩就業者など

- 定員 20名
- 一時保育 満6か月以上の未就学児が対象（無料）
- 申込締切 1月25日(金) ※保育申込締切 1月18日(金)
- 申し込み・問い合わせ先 本庁生活課 ☎0287(62)7126



～配偶者暴力防止法が変わります～

平成20年1月11日スタート

保護命令制度の拡充、市町村に対する基本計画策定の努力義務等を定めた、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(配偶者暴力防止法)」の一部改正法が、平成20年1月11日に施行されます。

改正のポイント

詳しくは配偶者からの暴力被害者支援情報サイトをご覧ください
<http://www.gender.go.jp/e-vaw/index.html>

・保護命令制度の拡充・

1 生命・身体に対する脅迫を受けた被害者も保護命令の申立てができます。

配偶者から生命・身体に対する脅迫を受けた被害者が、将来、配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に対する重大な危害を受けるおそれが大きいと認められるときにも、裁判所は保護命令を発することができるようになります。

2 被害者に対する電話・電子メール等が禁止されます。

被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、被害者の申立てにより、被害者への接近禁止命令と併せて、裁判所は配偶者に対し、被害者に対する以下のいずれの行為も禁止する保護命令を発することができるようになります。

①面会の要求 ②行動の監視に関する事項を告げること等 ③著しく粗野・乱暴な言動 ④無言電話や連続しての電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。） ⑤夜間の電話・ファクシミリ・電子メール（緊急やむを得ない場合を除く。） ⑥汚物・動物の死体等の著しく不快又は嫌悪の情を催させる物の送付等 ⑦名誉を害する事項を告げること等 ⑧性的羞恥心を害する事項を告げること等又は性的羞恥心を害する文書・図画の送付等

3 被害者の親族等へも接近禁止命令を発することができます。

編集後記

今年も残すところあとわずかとなりました。一年の早いこと、早いこと。子どもが育つのも過ぎてしまえばあっという間なのではないでしょうか。はとでも大切な思い出になるのではないのでしょうか。

ある育児放棄の母親が、カウンセリングを受けて自分の幼児期を思い出し、生活費を稼ぐためにほとんど家にいなくて、部屋で一人お腹を減らしてお菓子の袋を開けて食べていた記憶でした。その過去が、自分が育児をできない理由だと知ったのです。親から教えてもらわなかったことは出来ないと心理学の先生は言います。

子育ては大変でしょう。仕事を持つているとなおさらです。しかし、それによって得られるものも、その苦労に比例して多いのではないのでしょうか。何事に対してもそうではない、一生懸命努力して得たものは、たやすく得た物より多くのものを得るものだと思います。そんなことを考えるこの頃です。

編集員

- 伊吹 桂子
- 左近 剛
- 手塚 祐子
- 豊田 杉山
- 陽子 富美